

広島県告示第五百四十二号

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第二号）別表第二の規定により、広島県立もみのき森林公園におけるロープ塔、電気コンセントその他の設備の利用料金の範囲を次のように定め、令和元年十月一日から施行する。

なお、平成二十六年広島県告示第二百十六号（広島県立もみのき森林公園におけるロープ塔その他の設備の利用料金の範囲）は、令和元年九月三十日限り、廃止する。

令和元年八月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

電源コンセント	自転車			炊事用具	毛布	テント	スキー用具	ロープ塔			区分	単位	利用料金の範囲	
	二人乗り	大人用	子供用					回数利用券（二一回券）	一日利用券	一式一日につき				
一箇所一泊又は一回につき	一台一時間まで	一台一時間まで	一台一時間まで	一式一回につき	一点一回につき	一張一回につき	一式一日につき	回数利用券（二一回券）	一日利用券	一式一日につき	普通利用券（二回券）	一、七〇〇円以内	三二〇円以内	利用料金の範囲
七四〇円以内	九五〇円以内	五三〇円以内	三二〇円以内	二、〇〇〇円以内	五三〇円以内	二、四〇〇円以内	四、六〇〇円以内	三、一〇〇円以内						

備考 「炊事用具」とは、鍋、飯ごうその他の調理器具をいう。